

議第40号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月25日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
新潟県柏崎市道路占用料徴収条例(昭和57年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

470
720
970
420
670
920
42
4
2
410
250
840

「

540
830
1,100
480
770
1,100
48
5
3
470
290
960

350
1,800
840
37
50
100
250
500
840
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
920
550
840
18
180
180
1,800
670
18
180
18
180
1,800
920
840
Aに0.034を乗

400
1,900
960
43
58
120
290
580
960
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
970
580
960
19
190
190
1,900
770
19
190
19
190
1,900
970
960
Aに0.033を乗

じて得た額
180
84
A に 0.017 を乗じて得た額
A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.005 を乗じて得た額
A に 0.008 を乗じて得た額
A に 0.01 を乗じて得た額
A に 0.034 を乗じて得た額
A に 0.017 を乗じて得た額
A に 0.012 を乗じて得た額
A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.012 を乗じて得た額
A に 0.017 を乗じて得た額
A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.034 を乗じて得た額
A に 0.034 を乗じて得た額

じて得た額
190
96
A に 0.016 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.005 を乗じて得た額
A に 0.008 を乗じて得た額
A に 0.01 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額
A に 0.016 を乗じて得た額
A に 0.012 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.012 を乗じて得た額
A に 0.016 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額

A に 0.017 を乗じて得た額
A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.034 を乗じて得た額

」を

A に 0.016 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県柏崎市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき占用料について適用し、同日前に納付すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例（昭和57年3月26日条例第29号）

		改正後		改正前		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
占用物件	単位	占用料		占用物件	占用料	
		金額（円）			金額（円）	単位
法第32条第1項第1種電柱	1本につき1年	540		法第32条第1項第1種電柱	1本につき1年	470
第1号に掲げる第2種電柱		830		第2種電柱		720
第3種電柱		1,100		第3種電柱		970
第1種電話柱		480		第1種電話柱		420
第2種電話柱		770		第2種電話柱		670
第3種電話柱		1,100		第3種電話柱		920
その他の柱類		48		その他の柱類		42
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4
地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき	3		地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき	2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	470		路上に設ける変圧器	1個につき1年	410
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	290		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	250
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840
郵便差出箱及び言書便差出箱		400		郵便差出箱及び言書便差出箱		350
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	960		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	840
法第32条第1項外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	43		法第32条第1項外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	37
第2号に掲げる外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	58		第2号に掲げる外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		100
外径が0.4メートル以上1メートル		290		外径が0.4メートル以上1メートル		250

改正後		改正前	
未満のもの	未満のもの		
外径が1メートル以上のもの	外径が1メートル以上のもの		500
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	840
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法第32条第1項第5号に掲げる施設	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
	の		
	階段数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	の		
	階段数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		920
	地下に設ける通路		550
	その他のもの		840
法第32条第1項第6号に掲げる施設	法第32条第1項第6号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1日	18
	同時に設けるもの		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	180
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識	1本につき1年	670
	旗ざお	1本につき1日	18
	祭礼、縁日その他の催しに際し、同時に設けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	180
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、同時に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
アーチ	車道を横断するも	1基につき1月	1,800

改正後		改正前	
	の その他のもの		の その他のもの
政令第7条第2号に掲げる工作物 政令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	政令第7条第2号に掲げる工作物 政令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年
970	Aに0.033を乗じて得た額	180	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年
960	Aに0.033を乗じて得た額	84	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの 階段が1のもの 階段が2のもの 階段が3以上のもの その他のもの	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの 階段が1のもの 階段が2のもの 階段が3以上のもの その他のもの
970	Aに0.016を乗じて得た額	960	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
980	Aに0.012を乗じて得た額	960	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設 及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	政令第7条第10号に掲げる施設 及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
990	Aに0.012を乗じて得た額	960	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
990	Aに0.016を乗じて得た額	960	Aに0.017を乗じて得た額

改正後		改正前	
上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.033を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額
上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額